

ジェンダー研究会

第1次世界大戦下フランスにおける労働・人種・ジェンダー

松本悠子

第1次世界大戦において、主戦場の1つとなったフランスには、多様な地域から多様な人種民族を出自とする労働者が動員された。彼らがフランス地域社会で実際にフランスの人々に関わった時、フランスの人々の人種認識はどのようなもので、どのように変わったのであろうか。第1次世界大戦前後、アメリカ合衆国のアフリカ系アメリカ人活動家が人種差別のない共和国として憧れた国の人種認識は、どのように構築されたのであろうか。さらに、人種認識は、どこの国、地域においても、必ずジェンダー秩序と深い関わりを持っている。「血」の継承という基本概念は、人種の境界を超えた親密な関係や再生産の問題と直結するからである。本稿では、戦時下フランスの軍需工場で働いていた女性労働者とインドシナ植民地から動員された労働者を中心に、人種、ジェンダー、さらに労働者という階級がどのように人種認識をつくっていたかを論じる。

1. はじめに

第1次世界大戦は、戦争に参加あるいは影響を受けた国家と地域の数、それぞれの植民地を舞台にした世界に広がる戦い、それぞれの国民を総動員した戦時体制など、どれを取ってもまさに世界を動員した初めての戦争であった。その中で、ようやく近年注目されるようになったのが、労働者の世界的移動である。戦時下の労働力不足はどこの参戦国においても喫緊の課題であり、国内の非戦闘員男性と女性の動員が行われたことはいままでもない。フランスは、国内の労働力だけでなく、ヨーロッパ内の移民労働力（イタリア、ポルトガル、スペイン、ギリシャなど）を導入した。フランスもイギリスも各植民地から兵士および労働者をヨーロッパに呼び寄せた。さらに、両国ともに植民地とは公的にはいいがたい中国からの労働者をも募ったことは、既に以前にまとめた拙稿において指摘したところである¹⁾。結果として、フランス本土では、戦場および労働の現場とそれを取り巻く地域社会において、フ

1) 松本(2017)。

ランス人は多様な人種民族に初めて日常的に接触することになり、しかもこれまで女性の職種とは考えられていなかった労働現場に女性が入ってきたことで、人種とジェンダーの秩序が問題となったのである。

アメリカ合衆国の歴史を研究してきた筆者の本来の目的は、戦時下のアメリカ合衆国およびフランス本土に派遣されたアメリカ軍とフランスを比較し、人種認識の歴史が普遍的であるのか否か、どのように各地域で人種秩序が構築されたのか、その際、歴史的に異なる人種関係を持っている国々がどのように相互に影響しているのかなどの点を、ジェンダーの視点を踏まえながら検討することである。本稿では、そのための作業の一環として、戦時下のフランスの労働現場における人種とジェンダーの問題をインドシナ植民地出身の労働者に関する資料を分析することによって考えたい。資料は主に政府の文書、特に、インドシナ出身の労働者を管理する管理官がそれぞれの労働現場を訪れた巡回記録とインドシナ兵士と労働者の郵便を検閲する局の報告である。フランス軍は、大戦開始後、郵便監視委員会を中心とする検閲の組織体制を作った。翻訳者を雇用した各植民地および言語別の部局が、兵士および労働者（中国も含む）の手紙や小包を検閲し、その報告書を毎月出したのである。検閲は、主に戦況に関する機密や「誤報」がないかという点と、植民地支配に反発する動きがないかという点を中心に行われた²⁾。毎月出される検閲報告には、検閲で問題になった手紙の一部も紹介されているが、一旦検閲官の目を通してであり、さらに兵士や労働者たちも検閲があることを承知で手紙を書いているため、多様なフィルターを通して分析する必要がある。しかし、それでも労働者の日常生活や感情を垣間見ることができ、貴重な資料である。

2. 大戦下フランスにおける「人種」集団の構築

(1) 呼称とステレオタイプの利用

1919年7月25日、フランス代議院は「人権宣言に基づく不滅の原理に忠実に、人種、階級、宗教などに関するすべての偏見を非難し、この国のすべての法律において、出自や肌の色を区別せずにすべての人間が平等であること」を宣言した。この宣言を提案したのは、グアダグループとレユニオンの代議員であり、直接の発端は、同年の4月にグアダグループの船員がアメリカ軍警察に殺害されたことである。西インド諸島やレユニオンなどの古くからの植民地出身の代議員の目的は、アメリカ軍の人種主義とフランスとの違いを明確にすることであった³⁾。では、大戦下のフランス政府や軍部、さらにはフランス社会では「出自や肌の色」の区別がなかったのであろうか。フランス政府および軍部の非ヨーロッパ系の労働者や兵士に

2) SLOTFOM XII 1 La Commission de Contrôle de Marseille, Rapport Moral et Politique, 25 Novembre 1916.

3) Chathuant (2018) pp. 225-232.

対する見方は、まずその呼称に現れていた。どの資料においても、最も多い呼び方が「原住民」indigènes⁴⁾である。中国人労働者も「原住民」と呼ばれていることから、政治的意味での植民地出身者という意味だけでなく、フランスあるいはヨーロッパが圧倒的な力を持つヨーロッパ以外の地域の出身者としての他者という意味が含まれていると考えるべきであろう。中国人労働者は、同じ契約労働者であるにもかかわらず、ヨーロッパ内の移民労働者と異なり、植民地省の管轄であったことも付言しておきたい。

さらに、「原住民」は「有色」であることも示唆されている。というのもその対極として資料ではフランスの人々を「ヨーロッパ人」と呼ぶことが多いからである。実際に「白人」という言葉と並べて使われていることから、肌の色が1つの基準であることは間違いない。ただし、植民地においては、フランス文化あるいはヨーロッパ文明を身につけているかどうか法的に「ヨーロッパ人」と分類される基準となっているため、「ヨーロッパ人」を必ずしも生物学上の人種分類として論じることはできないという指摘がある⁵⁾。本稿で分析している資料は植民地行政と近い省庁のものであり、植民地で使われている言葉を意識せずに使っているといえるかもしれない。しかし、法律上の分類が社会的分類と同じとはいえない。さらに、フランス本土で「ヨーロッパ人」か「原住民」かの区別を論じる時、管見の限り、ヨーロッパ文明の議論はなされていないことも指摘しておきたい。

フランス軍と植民地省は、マルセイユに集められた「原住民」の労働者たちを各出身地別の集団に分類し、集団ごとに各地の労働現場に派遣した。資料では、その集団の単位として「人種」raceという言葉が多用されている。このような管理体制にした第一の理由は、言語、習慣などを考慮して管理しやすくと判断したからであろう。しかし、結果としては、一時的であれ、フランス社会の中に複数の「人種」集団を作ることとなった。ただし、「人種」の定義は実際には明確ではない。一方で、インドシナ植民地から来た人々をさらに、安南出身者、トンキン出身者、コーチシナ出身者のグループに分け、それぞれに「人種」という言葉を使うこともある。報告書の中では、トンキン出身者とコーチシナ出身者との間の乱闘など、インドシナ人労働者⁶⁾の間での「人種対立」の事例が複数報告されている。他方、「アジア人」、「黄色人種」という分類も使われている。1916年の巡回報告書は「アジア人」を一緒にすると「人種間の反感」が増すためツールーズの火薬工場には安南出身者だけを送り込むほうが

4) 「原住民」という語の差別的意味は承知しているが、むしろ扱った資料では、その差別的意味を含んでいると考えられるので、本稿では「原住民」を使用する。

5) 松沼（2012）142-145、169頁。

6) インドシナ植民地出身者に関しては、資料ではトンキン人、安南人、コーチシナ人と分けて書かれていることも多いが、必ずしも明確に分けられていると考えられないため、本稿では、まとめてインドシナ植民地出身者をインドシナ人とする。

いいと提案している⁷⁾。セネガルやマダガスカル出身の兵士や労働者も、出身地が異なっても「黒人」と呼ばれることがある。たとえば、1916年、戦争省と植民地省が植民地出身者と外国人労働者の管理が戦争省の管轄であることを確認するメモは、「多くの黄色人と黒人が突然入ってきたために起こる問題を避けるために、細部に気を配った組織を作る必要がある」と指摘している⁸⁾。インドシナ人労働者も「人種」の持つ意味を理解していた。たとえば、1917年のあるインドシナ出身の医療補助者の手紙は、フランスに奉仕すればするほど「軽蔑、無視」の対象となると嘆き、それも「見かけの肌の色のせいだ」と論じている⁹⁾。

このように、「人種」の意味は、「血」の継承による生物学的差異を想定した分類からエスニシティに近いものまで多層的ではある。しかし、いずれにしろ、フランス人にとっての「他者」を特定する「人種」分類が兵士や労働者の管理というシステムの中で構築されていたのである。その上で、各「人種」のステレオタイプが実際の管理に使われている。たとえば、インドシナ人労働者に関しては、「大人しくて静か」「原始的精神状態」といった特徴が報告されている。また、仕事を逃れようとするインドシナ人労働者を、生まれつき「子供のようで」「劣等な性質」を持つと批判している¹⁰⁾。このようなステレオタイプ化は枚挙にいとまがない。それまでのヨーロッパの歴史にも見られた「戦闘に適した人種」とそうでない人種という分類も同じ発想である¹¹⁾。「戦闘的人種」の筆頭とされたセネガル狙撃兵と対照的に、インドシナ人は「人種」の特性として戦闘には適さないが「器用で細やか」であり、工場労働者や運転手、看護師に向いているとされた。インドシナの兵士の部隊を戦闘に参加させることにはフランスの軍部に反対が多く、最初は道路及び鉄道建設や宿営の建設に主に従事させていた。しかし、フランスの冬を耐えることができないという固定観念で冬は南仏に駐屯させられていたセネガル兵とは異なり、インドシナ部隊は越冬ができることが注目され、ヴェルダン戦以降、兵士不足の中でようやく前線で戦うことになったのである¹²⁾。

(2) アイデンティティと相互の他者化

フランスの地域社会が国外からの兵士や労働者を歓迎しているという報告も多くあるが、いつも歓迎されていたわけではなかった。中国人労働者に関するまとめでもすでに紹介し

7) SLOTFOMI 1, Le Comité d'Assistance aux Travailleurs Indochinois à Monsieur le Directeur de la Poudrière de Toulouse, 1 Août, 1916.

8) SLOTFOM I 4, Le Ministre des Colonies et Le Ministre de la Guerre, 26 Décembre, 1916.

9) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Rapport du Mois de Décembre, 1917.

10) SLOTFOM I 1 Le Ministre de la Guerre à Monsieur le Commandant du Dépôt des Travailleurs Coloniaux, Marseille, 9 Novembre, 1916.

11) Joly (2018) p. 154.

12) SLOTFOM I 4, Les Indochinois en France, 30 Décembre 1919.

た¹³⁾が、インドシナ人労働者や兵士だけでなく、どの集団もその集団に帰属しているという理由で地域社会との摩擦を経験していた。フランス社会から受けた反感や蔑視を綴って検閲で差し止められる手紙も多い。たとえば、ブルジュでは、1917年の7月14日記念日に、2名のインドシナ人労働者がフランス人の若者に石を投げられ、それをきっかけに群衆がインドシナ人労働者を追いかけて暴動に発展した。あるブルジュにいたインドシナ人労働者の手紙では、「……みすばらしい服装だと野蛮人として扱われる。きちんとした服装をしていると泥棒だと思われる。仕事場では、働かないと監督に罰せられる。働きすぎるとフランス人労働者から攻撃される。帰りたい。帰るために何か悪いことをしよう。（追放されることを願って）」とあった¹⁴⁾。この件に関する巡回報告も、7月14日記念日の祝祭の興奮とともに「(フランス人)労働者たちの間にあるインドシナ人に対する嫌悪感、彼らが清潔な身なりをして女性と付き合っていることへの嫉妬、職場での競争に関する不安」などをこの暴動の要因としている¹⁵⁾。また、暴動以前の6月の郵便検閲報告で紹介された手紙では、ブルジュではフランス人労働者たちとインドシナ人労働者が対立しているため「我々は襲撃されないように閉じこもっている。人々は、私たちをフランス人労働者の略奪者だと思っている」と記されており、地域の緊張の度合いが察せられる¹⁶⁾。

ただし、地域社会での摩擦は、いわゆる「原住民」労働者とフランス地域社会の対立だけではなかった。出身地別の集団の方が管理しやすいと当初考えられたが、1つの集団だけを1つの地域に派遣するというわけにはいかず、かえって、その場の力関係で多様な組み合わせの衝突が起こることになった。たとえば、火薬工場で300人のモロッコ人と働いているインドシナ人労働者の手紙は、モロッコ人との騒乱で警察が出動したことに触れ、モロッコ人に対する侮蔑的な表現を書いている¹⁷⁾。モロッコ人やセネガル人とインドシナ人の衝突の事例は多く、検閲報告書は「黒人と黄色人は互いにうまく付き合えない」と付言している¹⁸⁾。注目すべきことは、フランスという同質性を疑わなかった社会において、地域に密着したレベルで、多様な「人種」集団が接触、交流し、そして衝突が引き起こされたことである。最終的には彼らの多くはそれぞれの出身地に帰るため、一過性の現象だという見方もできる。しかし、この時期に構築された人種認識が記憶に受け継がれることはなかっただろうか。さ

13) 松本 (2017) 96-98頁。

14) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Avril 1917.

15) 1 SLOTFOM-8-1, Le Rapport de M Presyluski, Contrôleur des tirailleurs et travailleurs indochinois, Juillet, 1917.

16) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Juin 1917.

17) 1 SLOTFOM-8-1, L'Extrait de Lettres adressées par des Travailleurs ou Tirailleurs Indochinois en Indochine, Juillet 1917.

18) SLOTFOM I 4, Le Rapport du contrôle postal, Juillet, 1917.

らなる検証が必要であろう。

3. 労働の現場

(1) 女性と労働

参戦国では、女性が一斉に国内戦線、いわゆる銃後の戦いに動員されている。これまでの研究を手掛かりにフランスでの状況をまとめてみたい。比較史としてまず指摘したいことは、アメリカ合衆国やイギリスの状況と比べると、フランスは女性の動員を躊躇していたように見える点である。イギリスにおいてもアメリカ合衆国においても、赤十字をはじめとする多様な組織のボランティア活動に女性は参加し、自らの愛国心を競って表明した。しかし、当初、女性のボランティア組織の結成の承認に関してもフランス政府は消極的だったという。さらに、戦前からの出生率低下に関する懸念は、戦時下において、母親としての女性のアイデンティティを強調するプロパガンダにつながった¹⁹⁾。工場労働が母体の健康を阻害するという議論も繰り返し行われた。しかし、1915年後半あたりから、男性労働者の「代替要員」として、つまり戦時中だけの労働者として女性の力が必要だというプロパガンダが見られるようになった。プロパガンダとしては、ジェンダー規範を維持したまま愛国的な女性を一時的に受け入れるというメッセージが発信されていたのである²⁰⁾。

たしかに、1915年以降、女性労働者の軍需工場で占める割合は増加した。たとえば、弾薬製造工場では、1915年に15000人だった女性労働者の数が、1917年には6万8000人に増加している。ある統計によると、1918年には約40万人の女性が軍需工場で働いていた²¹⁾。しかし、留意すべきことは、戦前働いていなかった女性が愛国心を持って労働に参入したというより、戦前も働いていた層の女性の軍需工場労働への参入、すなわち職種間の労働力移動が中心だったことである。フランスでは、20世紀初頭にすでに他の国より外で働く女性の率が高く、既婚女性も全体の2割が働いていたという。戦前の女性労働者の大半は家事使用人や織物工場の労働者であったが、開戦前後の不況で職を失い、夫や父親の出征で一家の生活を担う必要が高まることによって、より賃金の高い軍需工場に職を求めたのである²²⁾。したがって、女性の社会進出といっても、女性の間で階級のちがいを考慮する必要がある。

(2) インドシナ人労働者

インドシナ植民地からは、1915年から1918年までに、約5万人の兵士と5万人近くの労働

19) Darrow (2000) p. 74; Thom (2017) p. 53.

20) Roseman (1999) p. 63.

21) Hause (1987) p. 104; Souchon (2008) p. 39.

22) Hause (1987) p. 104.

者がフランス本土に送られた。技術を持つ労働者および農村から集められた不熟練労働者たちは、マルセイユに集められて、グループに分けられ、武器弾薬を作る工場、飛行機の製造、トラック輸送の運転手、鉄道の保全と管理、看護師など多様な職種や地域に分散した。労働者の中には技術を学ぶことによって賃金の等級が上がるなど、技術の取得という植民地側の狙いを実現させたものもいるが、大半は肉体労働で消耗していた。看護師も専門職というより、ほとんど何も知らずフランス語も話せない農民が初歩的な教育を受けて衛生部隊に配属させられることが多い。当初は1年契約だったが、最終的には多くの労働者が休戦後の戦場の回復の仕事が終わるまで残ることになる²³⁾。

派遣される仕事場によっても異なるが、労働者のグループは、大きいグループの場合は1000人近くとなり、出来るだけ同じ地域の出身者でまとまるようにされた。管轄は戦争省と植民地省で、管理運営をする戦争省の地域指揮官と各植民地出身集団ごとの保護監督をする植民地省の管理官が、インドシナ人労働者の管理監督を分担していた²⁴⁾。さらに各グループには、将校が1人、何人かの「ヨーロッパ人」の下士官およびインドシナ兵士の下士官と通訳がつけられた²⁵⁾。さらに25人に1人程度の割合で労働者の間で「仲介者」を選ばせるなど、明確なヒエラルヒーの組織をつくったのである。また、フランス人の下士官や将校にははできるだけ植民地での軍務経験や行政経験のある人を選任した。地域によって相当状況は異なるが、全体としては中国人労働者と同様に軍隊式の管理が行われたのである²⁶⁾。

仕事は1日2交代あるいは3交代で行われ、行う仕事は、技術労働者を除いて最も単純な労働であった。衣食住も地域によって相当異なるが、簡易宿舎にまとめて入れられ、食事付きであった。インドシナ労働者援助委員会のメンバーが各地を巡回した報告によると、食堂や売店が揃い、映画も見られる例もある一方、街まで6キロ近くあり外出許可もほとんど出ないシャトルーの飛行機工場の例もある。シャワーもなく、冬はとて住めそうもない宿舎や、工場まで毎日2キロ歩く例もある²⁷⁾。また、宿舎を出るには外出許可が必要であり、地元警察や工場の監督は彼らの行動を監視報告する義務があった²⁸⁾。巡回報告書も、外出許可がめったに出されないグループに関して「良い方策である」と付言しており、方針として管理と監視の強化があったと推察される²⁹⁾。このような生活環境の問題あるいは厳しい管理、

23) SLOTFOM I 4, Les Indochinois en France, 30 Décembre 1919.

24) SLOTFOM I 4, Le Ministre de la Guerre à Monsieur le Ministre des Colonies, 10 Avril 1916.

25) Vu-Hill (2011) pp. 44, 93-94.

26) SLOTFOM I 1, Le Rapport sur le recrutement indigène. Décembre 1915.

27) SLOTFOM I 1, Le Comité d'assistance aux travailleurs indochinois à Monsieur le Ministre des colonies, 7 Octobre, 1916.

28) SLOTFOM I 1, Le Ministère de la guerre, Notice au sujet de la main-d'œuvre étrangère, 1917.

29) SLOTFOM I 1, Le Rapport à Monsieur le Président du Comité d'Assistance aux Travailleurs

監督らの横暴などに対して仕事を集団で拒否する事例も多く報告されている。1917年8月の報告では、ツーロンでは100人のインドシナ労働者が仕事を拒否したが、15人が30日間拘留されるなど仕事の拒否には懲罰が待っていた³⁰⁾。

(3) 労働の現場における女性労働者とインドシナ人労働者

1915年後半に女性向けの労働動員のプロパガンダが盛んになるとほぼ同時期に、中国人労働者を募集する計画が練られ、1916年前半に実際に中国で募集が実施されている。インドシナ植民地における労働者の徴募も1916年から大々的に行われるようになった。当初はすぐ終わると思われた戦争の長期化の様相にフランス政府が慌てた様子が見て取れる。では、女性労働力の動員と植民地および中国からの労働者の工場への動員はどのように関わるのであろうか。戦前の重工業には熟練労働者が必要であったが、戦時下では、一部専門職労働者が前線から呼び戻された以外は、むしろ雇用者側が生産の仕方を転換したことに留意したい。女性たちが新たに重工業の職を得たといっても、戦後に続く技術を獲得できたわけでは必ずしもなかった。セヌ県の弾薬製造工場の資料を分析した研究によると、むしろ、代替要員でも仕事ができるように工場側が工程を細分化し、流れ作業を導入したのである。このような単純な流れ作業は、植民地からの労働者や中国人労働者にも適用された。女性労働者とともに、1日平均10時間、換気も良くない仕事場で底辺の単純労働をこなしていたのである。女性労働者の賃金に関して、他の女性労働者の職よりは好条件であったが、同一職種のフランス人男性よりは低く、日当の最低が7.5フラン、最高が12フランに対してフランス人男性労働者の賃金は、最低が8.5フラン、最高は18フランであった³¹⁾。ちなみに、中国人労働者を募集した時のフランスの契約では衣食住付きでおよそ3フランであった³²⁾。物価がわからないので比較できないが、「原住民」労働者に最低限の衣食住の心配がないとすると、女性労働者とインドシナ人労働者との賃金の差はそれほど大きくはなかったのではないかと推察できる。

巡回報告書もインドシナ人労働者の仕事が女性の仕事と同等であったことを認めている。たとえば、1916年の段階でフランスで最も大きいといわれる火薬製造工場では、1万6000人の労働者のうち1974人がインドシナ人労働者、3000人がフランス人女性、他はカビルと呼ばれるアルジェリア植民地出身者とフランス人男性労働者で構成されており、インドシナ人労働者

Indochinois, Septembre 1916.

30) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Août 1917.

31) Dubesset et al. (1992) pp. 186-191.

32) Tsao (2018) p. 323.

働者は女性と同じ仕事を任されていた³³⁾。ツール地方の火薬工場においても、近隣のフランス人以外に、セルビアからの避難民、セルビア軍の1部隊とともにインドシナ人労働者は働いており、やはり女性と同じ仕事をしているという報告がある³⁴⁾。

このような劣悪な労働環境や低い賃金に関して、フランス人女性労働者は、戦時下の愛国主義の高まりにもかかわらず、フランス人男性労働者とともに、あるいは彼女たち単独で自らの権利を主張した。年間のストライキの件数は、1916年が315件に対し1917年には696件に増加し、その多くは女性労働者の多い織物産業と軍需産業であったといわれる。セーヌ県では、1915年から1918年までのストライキの延べ参加者数は16万人に上り、そのうち30%が軍需産業に勤める女性であった。ストライキのほとんどは物価の上昇に比して賃金が低いことへの不満であった³⁵⁾。

フランス人女性労働者のストライキなどの行動は、直接インドシナ人労働者に影響した。郵便検閲の報告によると、ツールズの火薬工場で女性労働者が仕事を放棄して運動をした時、女性労働者はインドシナ人労働者を運動に誘う一方、仕事を続けるインドシナ人労働者に暴力をふるうこともあったという³⁶⁾。フランス人労働者にしてみれば、全く管理体制が異なり、低賃金で働く労働者の存在は、アメリカの労働運動で問題となる新来移民労働者のスト破りと同様の意味があるだろう。管理官や現場の監督もストライキには神経をとがらせていた。ストライキが抗議の意志表示であり、要求を勝ち取る手段であることをインドシナ人労働者に知らせてはならないと論じ、外出禁止を命じた³⁷⁾。しかし、インドシナ出身者の手紙は、ストライキにフランス人労働者の力の強さを見出した。1918年2月、ベルジュラック野営地では「女性労働者に扇動されて」賃上げを求めてインドシナ人労働者がストを行ったという記録がある³⁸⁾。1919年5月のソルグのフランス人労働者のストライキでは、工場にインドシナ出身者だけが働いており、フランス人の下士官が監督し、宿舎のあるアヴィニオンとの往来はセネガル兵によって護衛されるという事態になった。この現場で働いていたインドシナ人労働者の手紙には「フランス人は賃金が低いことを抗議する手段を持っている」と記されている³⁹⁾。

33) SLOTFOM I 1, La Notice sur la Poudrerie de Saint-Medard, 5 Mai 1916.

34) SLOTFOM I 1, Le Rapport à Monsiuer le Président du comité d'assistance aux Travailleurs Indochinois, 20 Juillet, 1916.

35) Dubesset et al. (1992) p. 204; Darrow (2000) p. 194.

36) SLOTFOM I 4, Le Rapport du contrôle postal, Juillet, 1917.

37) 1 SLOTFOM-8-1, Le Dépôt des Travailleurs coloniaux, Rapport au contrôle postal indochinois, Avril 1919.

38) Vu-Hill (2011) p. 104.

39) 1 SLOTFOM-8-1, Le Dépôt des Travailleurs coloniaux, Rapport au contrôle postal

4. ジェンダーと人種認識

(1) ミドルクラス以上の女性とフランス人兵士

1918年夏、フランス本土のアメリカ軍本部とフランス側との連絡将校J.A.リナードが、フランス軍の指導部に、アメリカ人（白人）はアフリカ系アメリカ人兵がフランスで厚遇されることを嫌悪している、特に「黒人」がフランス人女性とつき合うことは不道徳あるいは「墮落した」行為であり、「黒人」はフランス人女性を襲う危険がある、と考えているから、考慮して対応したほうがいい、という旨のメモを送った⁴⁰⁾。フランスに上陸したアメリカ軍は、アフリカ系アメリカ人兵がフランス人女性に話しかけたり、カフェに入ったりすることを禁じていた。それはアメリカ軍内の人種隔離政策にとどまらなかった。アメリカ兵はフランスにいるアンティル諸島やアフリカ出身者とよく揉め事を起こし、フランス人女性が原因となることも多かった⁴¹⁾。他国の人間であっても、多くの「白人」アメリカ兵には「黒人」が「白人」女性と並んで歩き、対等に談笑することなどあってはならないことであるという人種隔離の規範が染み込んでいたといえよう。

では、フランスで非白人の諸集団が身近に現れた時、フランスの女性たちはどのように対応したのだろうか。また、それがフランス社会のジェンダー関係および人種認識にどのような影響を与えたのであろうか。万博以外で初めて異なる肌の色の集団に出会ったフランス人女性の受け取り方について、1920年に出版されたリュシュー・クテュリエの『我が家の見知らぬ人たち』がその一面を生き生きと伝えている。クテュリエ自身は、南フランスに駐屯したアフリカ兵と交流を持ち、フランス語を教えた人物である⁴²⁾。彼女自身の人種認識も興味深い。本稿では、むしろ彼女の観察を通してフランス人女性たちが初めての出会いでどのように認識したかに注目したい。まず、呼称として「黒人」とそれに対応する「白人」という言葉が多用されており、アフリカあるいは植民地から来た人というよりも、肌の色が認識の基準であったことがわかる。同時に付随する言葉として「野蛮」、「ゴリラのような」あるいは「子供のような」といった表現が使われていることから、ある程度の固定観念がすでにあつたことがわかる。さらに、クテュリエはゴビノーにも言及しており、受けた教育によっては知識としての人種認識を持つことも可能であったことがわかる。一方で、看護婦がセネガル兵に対して子供を扱うように接する様子や、ミドルクラス以上の女性たちが負傷兵の見舞いと称して、セネガル兵の病室を珍しそうに覗く様子を批判的に描写している。負傷し

indochinois, Mai 1919.

40) Fogarty (2017) p. 68 ; Chathuant (2018) p. 229.

41) Chathuant (2018) p. 231 ; 松本 (2017) 99頁。

42) 平野 (2014) 95-103頁。

たセネガル兵の病室を訪問し、半ば強引に食事に呼ぶフランス人女性に困惑するセネガル兵の話は、好奇心と施しの目で見えるフランス人女性の人種認識を示している⁴³⁾。このようなフランス人女性とアフリカ兵との接触は新聞や絵葉書にも見られる。家族のいない、あるいは家族が遠方にいる兵士に、家族の代わりに手紙や慰問品を送る「兵士の代母」事業では、フランス人女性とセネガル兵とのやりとりが大衆新聞の題材にもなるなど、揶揄や批判を引き起こした⁴⁴⁾。「兵士の代母」としての文通は、本来は、戦前からの教会の慈善事業の延長の計画だったが、実際には、若いと想定される女性と兵士の文通となり、セクシュアルな意味が込められていたからである。マダガスカル兵の記録にも「兵士の代母」として複数の女性と文通して、金品や衣服などを送ってもらっているという指摘がある⁴⁵⁾。軍部も危惧し、1915年末に、セネガル兵に手紙や慰問品、特に写真を送ると、彼らの間で回覧されて「楽しみと嘲り」の対象になると女性たちに警告した。また、1916年には、負傷した植民地兵のために別の病棟を用意し、女性看護師を遠ざけて、インドシナ労働者のような男性の看護師や衛生兵、雑役夫が看護に当たることを軍部が命じた⁴⁶⁾。

フランス人女性がアフリカ植民地から来た兵士や負傷兵に接する時、慈善の精神や母性的態度を示したであろうことは間違いない。このようなフランス人女性の人種認識は植民地支配を肯定する帝国主義的意識、あるいは白人であるフランス人を上位とする人種ヒエラルヒーを明確に示すものであった⁴⁷⁾。ところが、前線にいるフランス人兵士達はこのようなフランス人女性の態度に思わぬ反発をした。前線の兵士達が作成回覧していたいわゆる塹壕新聞を分析した研究者によると、フランス人女性を誘惑するセネガル兵というイメージが、真偽がわからないような記事や寸評で繰り返し掲載されていた。同時に自分たちが命を懸けて戦っている時に銃後では女性たちがアフリカ兵の誘惑に積極的に応じているという裏返しの嫌悪あるいは批判の言説が繰り返された。ドイツ側のフランス兵へのプロパガンダが植民地兵の魅力に惹かれるフランス人女性という言説であったことも考慮すると、フランス人女性と非白人男性との関りが規範からの逸脱であることがよくわかる⁴⁸⁾。このような人種とジェンダーの関わりに関する言説が戦争という緊張の極限状況で見られたものであることは留意する必要があるが、ジェンダーをめぐる規範において「出自や肌の色」の違いが重要な要素であったといえよう。

43) Cousturier (1920) pp. 43, 198-203.

44) Darrow (2000) pp. 79, 85 ; Grayzel (1999) p. 124.

45) 1 SLOTFOM-8-1. Le Contrôle Postal Malgache, Rapport, Novembre, 1917.

46) Melzer (1998) p. 227; Stoval (2003) p. 313.

47) Fell (2011).

48) Melzer (1998) pp. 226-228; Koller (2002) p. 146.

(2) 労働者階級のフランス人女性とインドシナ人労働者

このような規範にもかかわらず、労働の現場およびその周辺で働いていたフランス人女性の「原住民」労働者に対するまなざしは、ミドルクラス以上の女性たちのそれとは異なっていた。

インドシナ人労働者をはじめとするいわゆる「原住民」労働者たちは軍隊式の厳しい管理を受けていたが、フランス人女性、特に共に働く労働者や街のカフェなどで出会う女性とつき合う機会は頻繁にあった。インドシナ人とフランス人女性の結婚の問題を論じた報告書も、日常の工場での植民地出身の労働者とフランス人女性の接触が問題であると指摘した⁴⁹⁾。インドシナ人労働者および兵士の郵便検閲の月例報告書には必ず「交際」という項目があり、フランス人女性に関する記述は検閲の対象となった。戦時中公認された娼家の数は増加しており、彼らも利用していたという記述がある。また、フランス人女性の写真（商業的な）がインドシナ植民地宛の多くの手紙に同封されているため、どのような程度の写真が何枚あるか、種類別に毎月統計が取られるほどであった。

そのような手紙の多さに、1917年7月の報告において郵便検閲官は、インドシナ人労働者がフランス人女性を「尊敬していない」と嘆いた。たとえば、インドシナ人労働者のある手紙は、サイゴンではインドシナ人労働者は軽蔑の目でフランス人女性から見られていたが、もはやフランス人女性たちの評判は地に落ちているとまで言っていた⁵⁰⁾。インドシナ人労働者とフランス人男性の間で、女性を巡って暴動が起きるなど、インドシナ人労働者とフランス人女性の「交際」は地域の緊張関係の主要な原因の一つとなっていた。休戦協定後の郵便検閲報告も、インドシナ人はフランス人女性に対して「尊敬」の念を持たず、「軽薄で道徳心がない」女性や若い女性とその家族に受け入れられたことを自慢していると批判している⁵¹⁾。フランス人女性との「交際」は、植民地支配への反逆あるいは植民地の人種秩序の破壊の可能性を示していたのである。マダガスカル出身者の郵便検閲では、さらに強い調子の手紙が検閲の対象となった。「フランス人女性との交際は、単に楽しみだけでなく、報復の方法でもある。……マダガスカルでヨーロッパ人が現地の人々に見せた軽蔑に報復をすることができる。マダガスカルでは、ヨーロッパ人女性たちは、私たちがハンセン病患者のように見ている」と⁵²⁾。

49) 1 SLOTFOM-8-1, Le Ministre de la Guerre à Monsieur le Commandant du dépôt des Travailleurs Coloniaux.

50) SLOTFOM I 4, Le Rapport du Contrôle Postal, Juillet 1917.

51) 1 SLOTFOM-8-1, Le Dépôt des Travailleurs Coloniaux, Rapport du Contrôle Postal Indochinois, May 1919.

52) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Malgache, Décembre, 1917.

真剣な交際を望んだ女性も多かった。フランス人女性の家族も巻き込んだ結婚を前提とするつき合いや結婚の申請などについての記述が毎月のように検閲官を困らせていた。1917年6月の植民地部隊の指導部から植民地省のインドシナ部局への手紙によると、1918年の段階で法的結婚の事例が250件あった⁵³⁾。1919年3月の郵便検閲報告では、「交際」に分類された検閲すべき手紙が300通あったという⁵⁴⁾。また、1920年4月のインドシナ部隊の総監査官の報告によると、名簿上250カップル、さらに正式ではないカップルが1142組いるとしている⁵⁵⁾。休戦協定後、徐々に帰国の可能性が見えてくると結婚の問題も本格化した。フランスに残る道を探すのか、植民地に女性を連れて行くのか、どちらにしても各個人としては大きな選択を迫られた。

全体から見ればこのような結婚の件数が多いとは言えないが、フランスの社会においても、植民地においても大きな議論を呼んだ。1917年7月には、植民地出身者とフランス人女性の結婚の申請に関して司法省から控訴院検事局に機密扱いの通達がなされた。それによると、結婚を阻止するために管轄の自治体に知らせ、自治体が女性とその家族に植民地での生活の劣悪さや一夫多妻制の存在を知らせるとともに、当該の男性に対しては、身元証明など必要な資料を全て植民地省に提出し、法的にその資料が認定されることが必要であるとした⁵⁶⁾。郵便検閲報告書においても、インドシナ人労働者あるいは兵士を「誘惑者」とし、出来るだけ密かに家族に結婚を妨げさせる必要があると論じている⁵⁷⁾。具体的には、手紙からわかった交際の事例をリスト化すると同時に労働者のグループ構成を変える、労働監督によって相手の家族に介入する、労働者に対する懲戒の厳格化などを提案している。実際に、1917年7月のツールーズにおいて、契約が切れるインドシナ人労働者とフランス人女性との結婚の申請に対して、インドシナでの家族の状況や身上調査が必要であるとして延期させ、またもう1人の労働者の申請に対しては、本人に懲罰の履歴があったので、急ぎ転属をさせている⁵⁸⁾。

休戦協定後の1919年4月の郵便検閲の報告によると、ブローニュの知事は結婚を阻止するため極端な方策をとった。植民地などから来た「原住民」労働者（彼によると、中国人、インドシナ人、エジプト人、チュニジア人、マダガスカル人、モロッコ人など）とフランス人女性は親密な関係になってはならないという禁止令を出した。そのような関係は規律を乱し、

53) Vu-Hill (2011) p. 111.

54) 1 SLOTFOM-8-1, Le Dépôt des travailleurs coloniaux, Rapport du Contrôle Postal Indochinois, Mars, 1919.

55) 1 SLOTFOM-8-1 Le Ministère des Colonies, Rapport. Contrôle Général des Troupes Indo-Chinoises 1 Mai 1920.

56) SLOTFOM I 1, Le Ministère de la Justice à Monsieur le Procureur General, Juillet, 1917.

57) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Novembre, 1917.

58) 6 SLOTFOM/7, Le Ministre de la Guerre à Monsieur le Ministre des Colonies, 8 Juillet, 1917.

彼らが「ヨーロッパ人」の監督に服従しなくなるからだという。実際に、ある若い女性が中国人に自分のポーズした写真を送ったために逮捕された。法廷は知事の法令は妥当ではないと無罪を宣告したが、地域のレベルで緊張関係があった1つの例であろう⁵⁹⁾。法律上阻止することは無理であっても、休戦後もできる限りの方法で介入しようとする努力は続けられた。たとえば、植民地省は、インドシナ人労働者は国費で帰国させるが妻の渡航費用をフランスは支払わない、仕事場でリーダーや監督は内密に交際と結婚の事例を調査し報告すること、などを命じた。夫についてフランスを出国しようとする事例に関しても、なんとか女性の渡航を阻止しようとする動きがあった⁶⁰⁾。

このようなインドシナ人労働者や兵士とフランス人女性の交際、そして結婚に対して規制しようとする第1の理由が、植民地の人種およびジェンダー秩序が乱されることによって植民地支配が難しくなるだろうという危惧にあることは明白である。先述した1917年の機密の通達においても、そのような結婚は「政治的」に望ましくなく、植民地の人々の間で「我々の尊厳」に打撃を与えると指摘した。他の資料では「ヨーロッパ人の威信」という言葉も使われている⁶¹⁾。では、何故「我々の尊厳」あるいは「ヨーロッパ人の威信」に打撃となるのか。それは、フランス人女性が現地の家族制度の中に組み込まれれば、植民地支配の根幹である白人あるいは「ヨーロッパ人」上位の人種秩序が乱れるからである。先述の機密の通達も、インドシナ植民地の現地の男性は結婚が早く、18歳で独身者の数は限られているためフランス人女性は一夫多妻婚の2番目の妻になる可能性が高い。マダガスカル、北アフリカ、西アフリカ、モロッコでの現地の人の生活はヨーロッパの最下層の女性より劣悪であることなどを強調し、「女性を守る」必要があるという。

現地社会にとっても、フランス人女性との結婚は従来の伝統習慣に反することであり、あまり歓迎できることではなかった。実際に、植民地にいる妻に宛てて、フランス人女性と結婚したい、あるいは妻に女性の写真を送るといった手紙が見られることから、フランス人女性がインドシナ社会でフランス流の結婚生活を送ることは難しかったであろうことが推察される⁶²⁾。ベトナム史研究者によると、一夫多妻制は1955年まで続き、2番目以降の妻をもらう時は、第1妻の同意か地域の長の承認が必要だったという⁶³⁾。1920年のインドシナ部隊の総監査官も、フランス人女性とインドシナ兵やインドシナ人労働者と結婚したフランス人女性の植民地への到着は、現地の人々に良くない影響を与え、「植民地に行った女性たちは、

59) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Avril 1919.

60) 1 SLOTFOM-8-1, La Note pour les Services Militaires, 26, Mars 1919.

61) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Septembre, 1917.

62) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Mai, 1917.

63) Vu-Hill (2011) p. 108.

現地の人からも私たち同国人からも墮落した女性とみられ、すぐに売春婦に身を落とすだろう」と警告した⁶⁴⁾。フランス人女性が結婚して植民地に行くことに反対する声はアフリカの植民地からも聞こえている。1925年、赤道アフリカのフランス植民地の総督は、異人種間結婚をしてアフリカの植民地に来れば、生活は惨めで現地社会からもフランス人社会からも排除されて悔やむことになる、フランスの植民地省に警告を送っている⁶⁵⁾。社会の根幹となる結婚や家族などのジェンダー秩序に関しては現地社会の伝統習慣を維持しながら、「ヨーロッパ人」優位の人種秩序を基盤に植民地統治を行おうとする統治者側の姿勢が、凝縮された形でフランス人女性と「原住民」男性の結婚問題に見られるのである。

ただし、「女性を守る」ためという言葉が繰り返されると同時に、当該の女性に関して「一部の女性たちのひどい墮落」を嘆き、「軽率で疑うことを知らない」女性と評している点に注目する必要がある⁶⁶⁾。ボルドーの火薬工場では300人の女性が働いていたが、巡回記録は、彼女たちが「下層階級の出身」で「彼女たちの道徳観は疑わしく」、インドシナ労働者を誘惑して彼らの賃金を巻き上げていると非難している⁶⁷⁾。ヨヌヌ県の軍需工場を巡回した1917年の報告においても「軍管理地域の公認の娼家から逃れてきた女性たち」が公然とインドシナ労働者を「誘惑している」として、監視を厳しくするように工場に進言している⁶⁸⁾。インドシナ人労働者や兵士との交際や結婚を選択した女性は、無知か、社会の規範を逸脱しているとされたのである。この評価の背景には、外で働かざるを得ない労働者階級の女性に対するフランス社会の見方もあると推察される。しかも、植民地統治とは直接関わりのない中国人労働者とフランス人女性との間の交際や結婚の計画も同様に規制、介入が行われていた⁶⁹⁾。植民地統治の問題とともに、フランス社会にとって他者である人種集団のメンバーとの親密な交際とそれがもたらす結果が、フランス社会の規範をも危うくする問題として考えられていたのではないだろうか。

64) 1 SLOTFOM-8-1, Le Ministère des colonies, Rapport Confidentiel, Août, 1920.

65) フランス政府はアフリカ出身の兵士とフランス人女性の交際に関しても、インドシナ兵士や労働者に対する議論と同様の議論と規制を行っている。Last and Futselaar (2015) pp. 89, 90, 96; 1 SLOTFOM-8-1, Le Gouverneur Général de Afrique Équatoriale Française à Ministre des Colonies, 10 Juin, 1925.

66) 1 SLOTFOM-8-1, Le Ministère des Colonies, Service de Indochine, Note pour les Services Militaires 26 Mars, 1919.

67) SLOTFOM I 1, Le Rapport à Monsieur le Président du Comité d'Assistance aux Travailleurs indochinois, 5 Mai, 1916.

68) 1 SLOTFOM-8-1, Le Rapport de M. Presyluski, Contrôleur de la main-d'œuvre indochinois sur sa visite aux Établissements Bickfort à Héry, 4 Juin, 1917.

69) 松本 (2017) 100頁。; Xu (2017) pp. 107-8; Ma (2012) p. 81.

(3) 「混血」児

フランス人女性とインドシナ人男性との親密な関係は「混血」児の問題に帰着する。1918年末の段階で、サンメダールというインドシナ人労働者が多い火薬工場の近辺には60人の混血児がいたという記録があるほどフランス社会においても問題になっていた⁷⁰⁾。1919年6月の郵便検閲の報告においても、「混血」が増加していることについて、我々の人種 race のためにも「フランス人女性の尊厳」のためにも「混血」児の出生を避けることが必要だと指摘している⁷¹⁾。

「混血」児の問題は、大戦前まではジェンダー非対称の問題、すなわちフランス側から見れば男性の問題であった。植民地におけるフランス人男性と現地の女性の間に子供が生まれることに関しては、ジェンダー秩序からも人種秩序からも想定されており、フランス人男性が父親ならフランス人とされていた⁷²⁾。ただし、社会的にどのように位置付けられているかは別の問題である。フランスへの動員において、植民地で「混血」とされた人々は、特別扱いされることなく「原住民」のグループに入れられたのである。植民地から来た「混血」男性は、手紙の中で、フランス人の血が入っていることが植民地でむしろ特権として見なされていたにもかかわらず、インドシナ人労働者のグループの中に分散して入れられ「原住民」の中で逃れられないと感じている、戦争が終わってインドシナに帰ったら「彼らの父親に値する立場と地位を守る」と書いている⁷³⁾。1918年のサイゴンの子供保護協会に宛てた「混血」男性の手紙は、自分はインドシナ人労働者と混合されているが、自分たちには帰化の権利があり、父親はフランス市民であると、強調している⁷⁴⁾。この問題が当局の目にも止まったのか、戦後、「慈善的措置」としてインドシナ植民地から来た10代の「混血」男性50人がフランスに残ることが許され、里親の家庭に送られた⁷⁵⁾。

一方、フランス人女性とインドシナ人男性との間の子供という設定は、大戦前まで想定外であった。1917年6月の植民地兵を統括している将軍から戦争省への手紙にも、これまでの「混血」児への対処とは異なるという以下のような指摘がなされた。フランス人女性とインドシナ出身の父親の間にフランスで生まれた子供は、もし父親に認知されて母親が認知しない場合、植民地で「辛い」生活を送らなければならない。さらに、このような子供たちの存在は、私たちの統治支配を弱め、私たちの「名誉」も損なわれる。これはインドシナだけの

70) Stoval (2003) p. 308.

71) 1 SLOTFOM-8-1, Le Rapport du Contrôle Postal Indo-Chinois, Juin, 1919.

72) 植民地における混血の問題について松沼 (2012) 参照。

73) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Juin 1917.

74) 1 SLOTFOM-8-1, Le Contrôle Postal Indochinois, Août 1918.

75) Saada (2012) p. 84.

問題ではない。フランスの土地でフランス人の母親から生まれた子供については「原住民」の認知を拒絶することはできないだろうか、と。将軍は、認知のあり方について司法省でよく調べてほしい、内務省には、子供をフランス国外に連れ出そうとしたり、母親が未成年で決断できない場合、出国の許可を取り消してほしい、と懸念を表明したのである⁷⁶⁾。1917年7月、植民地部隊指導部からマルセイユ植民地労働者収容所の所長に対して、労働者と子供と一緒に渡航しようとする場合許可を与えない、密航がないかなど監督し、母親が同意してもなんとか出発を延期させることを母親に考えさせるように、と依頼している⁷⁷⁾。

1917年7月の司法省から控訴院への機密の通達では、子供の問題に関しては、法的には認知に反対できないため、認知の申請を受ける自治体の長に不都合であることを秘密裏に指摘し、子供の母親を呼び出して父親が認知するとどのような結果になるかを自治体に説明させることがいいのではないかと提案する。この通達に関して、インドシナ植民地でも控訴院が同年11月招集された。その報告では、植民地の「臣民」と結婚したフランス人女性とその子供の国籍および身分を守り、子供にフランスの市民権を与える必要がある、フランスの法律がフランス人の父親に与える権限をフランス人の母親に与え、子供にフランスの教育を与える義務を課す必要があるという議論がなされた。1910年代にはすでにフランス本国においても母親が法的保護者になれるかどうか議論されていた⁷⁸⁾が、インドシナ労働者や他のいわゆる「原住民」とフランス人女性との関わりが人種秩序維持の面からもその必要性を後押ししたと考えられる。その上で、この新しい事態に対して本国で法の制定が必要であると控訴院は主張した。インドシナ人労働者あるいは兵士はインドシナの習慣に基づいた結婚を行わなかったことを証明する必要がある、そのような証明なく行われた結婚は無効であるとする法律を制定する必要があると指摘した。さらに、子供は、たとえインドシナ人の父親から認知されても、母親の身分に従ってフランス人である、子供の父親の財産の相続権を維持しながら母親が親権を持ち、フランス的教育の義務を課さなければならない、フランス人の女性と結婚したインドシナ人はインドシナの法律による新しい結婚はできない、などの要件を新たに定める必要があると論じたのである⁷⁹⁾。1918年に入っても、結婚を阻止する、もし阻止に失敗しても植民地にフランス人女性をこさせない、さらに父親による認知を阻止するなどについて、本国と植民地の間で議論が続いていた。インドシナ植民地の統治者もインドシナ

76) 1 SLOTFOM-8-1, Le Ministère de la Guerre à Monsieur le Ministère des Colonies

77) 1 SLOTFOM-8-1 Le Ministère de la Guerre à Monsieur le Commandant du Dépôt des Travailleurs Coloniaux-Marseille.

78) Hause (1987) p. 107.

79) 1 SLOTFOM-8-1, L'Extrat des Minutes du Greffe de la Cour d'Appel de L'Indo-Chine, 29 Novembre, 1917.

人の父親を持つフランス人との「混血」児を歓迎していなかったのである⁸⁰⁾。

「混血」の問題は、じつは、戦争初期にすでに大きな議論を呼んでいた。ただし、この時の「混血」は、いわゆる「原住民」とフランス人女性との間の子供ではなく、戦争初期にドイツに占領された地域のフランス人女性とドイツ人との間の子供である。開戦直後の進撃によってフランス北部とベルギーがドイツによって占領された際、その地域の女性たちが強制的に労働させられ、さらに労働のために強制移動させられている。そのような状況の中で、暴力も含めた多様な接触がドイツ兵となされた結果が、「混血」の問題となったのである。まずドイツ人を「野蛮な人種」というようにフランス人とは異なる「人種」とみなすことが大前提となっていた。その上で、フランス人の「血」の危機であると主張した人々によって、占領地域では中絶を認めるという法案が1915年に提出された。この法案に対して多様な意見が出されたが、いわゆるフェミニストたちは子供達の「血」の半分はフランス人でありフランスの地でフランス人から生まれた子供を拒否することは女性の権利の侵害であると主張した⁸¹⁾。インドシナ植民地出身者とフランス人女性との間の子供の議論と重ねて考えると、フランス人というアイデンティティが「血」の継承の観点から論じられ、しかもジェンダー非対称な問題であったということに気づく。父親がフランス人の場合には想定されていることが、父親が「人種的他者」で母親がフランス人である場合には非常に警戒され、規制の対象となったのである。結果としては、いわゆる「原住民」の父とフランス人の母親を持つ子供の場合、フランスに滞在する限り、フランス人の父親と「原住民」の母親を持つ子供と同等の位置付けとなったと考えられる。ただし、インドシナ人の父親による認知を阻む法的手段がないため、問題は複雑である。インドシナ人とフランス人女性の結婚とその結果は、父権を中心に考えられてきたフランス社会の市民のあり方にも一石を投じたのである。

5. 結びにかえて

第1次世界大戦の主戦場となったフランスでは、一度に多様な地域から多様な出自の人々を社会に迎えることとなった。しかも、軍隊にしても労働者の管理にしても、「人種」別グループに分けることによって管理をしようとした。そのため、フランス社会の中の他者としての複数の「人種」集団が存在し、フランス地域社会と彼らの交流と摩擦、地域社会レベルでの人種集団間の摩擦が見られることとなったのである。たしかに「人種」の定義は明確ではないが、戦時下のフランスはカラーブラインドな共和国というよりは、「血」の継承による分類に基づく「人種」集団のありようを一定程度認識した社会であったと考えられる。さ

80) Vu-Hill (2011) p. 109.

81) Grayzel (1999) pp. 50-56.

らに、フランス人女性の非白人人種との出会いは、フランス人女性の属す階級によって異なっていた。一般にはすでに人種に関する固定観念ができていたが、インドシナ人労働者と日々接していた労働者層のフランス人女性は、積極的につきあっていた。その結果、彼らの結婚および子供の誕生は、植民地統治のあり方に危機感を抱かせただけでなく、フランス社会の人種およびジェンダー規範を問い直させることになったのである。

アメリカ史との比較から興味深いのは「血」の考え方である。アメリカの場合、強固な人種ヒエラルヒーを背景に、奴隷制時代以来少なくとも公民権時代まで、一滴でも人種ヒエラルヒーの下位に置かれた人種の「血」が入っていればその下位の人種に帰属するとみなされ、完全なシティズンシップを得ることができなかつた。たとえば、20世紀の前半にはそのような基準をもとに異人種間結婚禁止法が多くの州で施行されたのである。したがって、半分フランス人の血が入っていればフランス人であるという認識は、同じように「血」の継承による帰属を認めながら、米仏で異なる人種認識が第1次世界大戦期に見られたことを意味する。ただし、この違いはあくまで法的側面であって、インドシナ植民地から動員された「混血」の人々のあり方が示すように、社会的に完全なシティズンシップが得られていたかどうかは別の問題である。人種認識の面でも、フランス人は誰かという視点からも、戦後、フランス社会で戦時下の人種認識の記憶がどのように継承され、「混血」のあり方がどのようにみなされたのかを検討する必要があるだろう。

参考文献

- 平野千果子 (2014) 『アフリカを活用する—フランス植民地から見た第一次世界大戦』 (人文書院)
- 松沼美穂 (2012) 『植民地の〈フランス人〉—第三共和政期の国籍・市民権・参政権』 (法政大学出版局)
- 松本悠子 (2017) 「もう一つの第一次世界大戦 (2)」中央大学文学部『紀要』史学第62号
- Chathuant, Dominique (2018) «Français et Américains: le contact de deux expériences raciales» Philippe Buton et Marc Michel, *Combattants de L'Empire: Les troupes coloniales dans la Grande Guerre*. Paris, Vendémiaire, pp. 225-240
- Cousturier, Lucie (1920) *Des Inconnus Chez Moi*, reprinted by London, FB&c Ltd, in 2017
- Darrow, Margaret H. (2000) *French Women and the First World War; War Stories of the Home Front*. N.Y., Oxford University Press
- Dubesset, Mathilde Françoise Thébaut, and Catherine Vincent (1992) "The Female Munition Workers of the Seine" in Patrick Fridenson ed., *The French Home Front, 1914-1918*. Providence, Berg Publishers, pp. 183-218
- Fell, Alison S. (2011) "Nursing the Other: the Representation of Colonial Troops in French and British First World War Nursing Memoirs" in Santanu Das ed., *Race, Empire and First World War Writing*. Cambridge, Cambridge University Press, pp. 158-174
- Fogarty, Richard S. (2017) "Gender and Race" in Grayzel, Susan R. and Tammy M. Proctor eds. *Gender and the Great War*. N.Y., Oxford University Press, pp. 67-90

- Grayzel, Susan R. (1999) *Women's Identities at War: Gender, Motherhood, and Politics in Britain and France during the First World War*. Chapel Hill, The University of North Carolina Press
- Hause, Steven C. (1987) "More Minerva than Mars: The French Women's Rights Campaign and the First World War" in Margaret Randolph Higonnet et. al. eds., *Behind the Lines: Gender and the Two World Wars*. New Haven, Yale University Press, pp. 99-113
- Joly, Vincent (2018) «Le Concept de race guerrière» Philippe Buton et Marc Michel, *Combattants de L'Empire: Les troupes coloniales dans la Grande Guerre*. Paris, Vendémiaire, pp. 153-172
- Koller, Christian (2002) "Race and Gender Stereotypes in the Discussion on Colonial Troops, A Franco-German Comparison, 1914-1923" Karen Hagemann et. al. eds., *Home/Front: The Military, War and Gender in Twentieth Century Germany*. N.Y. Oxford University Press, pp. 139-158
- Last, Dick van Galen and Ralf Futselaar (2015) *Black Shame: African Soldiers in Europe, 1914-1922*, translated by Marjolijn de Jager, N.Y.: Bloomsbury
- Ma, Li (2012) «La mission Trupuil et les travailleurs chinois en France» sous la direction de Li Ma, *Les travailleurs chinois en France dans la Première Guerre mondiale*. Paris, CNRS Éditions, pp. 51-84
- Melzer, Annabelle (1998) "Spectacles and Sexualities: The Mise-en-Scene of the Tirailleur Senegalais on the Western Front, 1914-1920" in Billie Melman ed., *Borderlines: Genders and Identities in War and Peace, 1870-1930*, N.Y., Routledge, pp. 213-244
- Roseman, Mindy Jane (1999) "The Great War and Modern Motherhood: La Maternité and the Bombing of Paris" in Nicole Ann Dombrowski ed., *Women and War in the Twentieth Century*. N.Y., Routledge, pp. 56-71
- Saada, Emmanuelle (2012) *Empire's Children: Race, Filiation and Citizenship in the French Colonies*, translated by Arthur Goldhammer, Chicago, The University of Chicago Press
- Souchon, Marie-Pierre (2008) *Femmes dans la guerre: entre ombre et lumière, 1914-1918*, Paris, Alan Sutton
- Stoval, Tyler (2003) "Love, Labor, and Race: Colonial Men and White Women in France During the Great War" in Tyler Stoval and Georges Van Den Abbeele eds., *French Civilization and its Discontents: Nationalism, Colonialism, Race*. Lanham, Maryland, Lexington Books, pp. 297-322
- Thom, Deborah (2017) "Gender and Work" in Susan R. Grayzel and Tammy M. Proctor eds., *Gender and the Great War*, N.Y., Oxford University Press, pp. 46-66
- Tsao, Yves (2018) *Les Travailleurs Chinois recrutés par la France pendant la Grande Guerre*. Aix-en-Provence, Presses Universitaires de Provence
- Vu-Hill, Kimloan (2011) *Coolies into Rebels; Impact of World War I on French Indochina*. Paris, Les Indes Savantes
- Guoqi, Xu (2017) *Asia and the Great War*. Oxford, Oxford University Press
- 〈資料〉
- SLOTFOM Service de Liaison avec les Originaires des Territoires de la France d'Outre-Mer, Arcives nationales d'outre-mer. Aix-en-Provence (ANOM)